

○和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全かつ良好な生活環境の保全を図ることを目的に、老朽危険空家等の除却工事又は解体工事(以下「除却工事」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号)の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、和水町空家等の適正管理に関する条例(平成30年和水町条例第21号)において使用する用語の例による。

(老朽危険空家等)

第3条 補助金の対象となる老朽危険空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に存するもの
- (2) 居住の用に供する住宅であって、住居としておおむね1年以上使用されていないもの
- (3) 住宅の不良度判定基準(別表)に掲げる評定項目の評点の合計が100以上であるもの
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- (5) 国又は地方公共団体が所有するものでないもの
- (6) 故意に破損されたものでないもの

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 老朽危険空家等の所有者又はその相続人
- (2) 老朽危険空家等が所在する敷地の所有者又はその相続人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する者は補助対象者としな

- (1) この補助金に係る除却工事に関し、国、県又は町の他の補助金(その他これに準ずるもので町長が指定するものを含む。)の交付を受けた者
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

- (4) 虚偽の申請をした者
  - (5) その他町長が不相当と認める者
- (補助対象工事)

第5条 補助金交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれかの要件に該当する本店、支店又は営業所等を町内に有する者と補助対象者が契約を締結する老朽危険空家等の除却工事とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に係る費用(消費税及び地方消費税を除く。)に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費のうちの除却工事費に10分の8を乗じて得た額を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に老朽危険空家等除却促進事業事前調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空家等の位置図(付近見取図)
- (2) 老朽危険空家等の現況写真
- (3) 町税等納付状況確同意書(様式第2号)
- (4) 老朽危険空家等及び老朽危険空家等の敷地の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書)
- (5) 除却工事同意書兼委任状(様式第3号。以下「同意書」という。老朽危険空家等の所有者等及び老朽空家等が所在する敷地の所有者等が複数の場合に限る。)
- (6) 紛争等が生じた場合の誓約書(様式第4号。老朽危険空家等の所有者等又は老朽空家等が所在する敷地の所有者等の同意書が提出できない場合に限る。)

(7) 戸籍謄本等の写し(当該申込者が老朽危険空家等の所有者の相続人又は老朽危険空家等が所在する敷地の所有者の相続人である場合に限る。)

(8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、老朽危険空家等に該当するか否かを判定しなければならない。

3 町長は、前項の規定により老朽危険空家等に該当するか否かを判定したときは、老朽危険空家等除却促進事業事前調査判定通知書(様式第5号。以下「判定通知書」という。)を当該申込者へ通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第3項の通知を受けた者(判定通知書において手続可能とされた者に限る。)で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 判定通知書の写し

(2) 老朽危険空家等の除却工事の見積書の写し

(3) 第5条各号のいずれかの要件に該当する者であることを証する書類の写し

(4) 除却後の跡地の管理に関する誓約書(様式第7号)

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書(様式第8号)を当該申請者に通知するものとする。

(工事着手届)

第11条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事に着手しようとするときは、速やかに老朽危険空家等除却促進事業工事着手届(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る請負契約書の写し

(2) 工程表

(3) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第4条の2第1項に規定する工事に該当する場合は、石綿事前調査の結果等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(変更等の承認申請等)

第12条 交付決定者は、補助対象工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに老朽危険空家等除却促進事業工事変更等承認申請書(様式第10号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、交付決定者から前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、老朽危険空家等除却促進事業工事変更等承認(不承認)通知書(様式第11号)を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに老朽危険空家等除却促進事業補助金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の請求内訳書(工事实績内訳書)の写し

(2) 補助対象工事を証する領収書の写し

(3) 除却工事後の写真(工事写真)

(4) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、老朽危険空家等除却促進事業補助金交付請求書(様式第14号)により、町長へ補助金の交付請求をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の補助金の返還を交付決定者に命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第84号)

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

住宅の不良度判定基準（外観目視により判定できる項目）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	判定	
1	構造一般の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3)基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの	25	100	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの	50		
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		(4)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15		
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁を貫通する穴を生じているもの	25		
		(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(6)外壁		
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
(7)屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10		
4	(8)雨水	雨樋がないもの	10	10		
住宅の不良度判定評価点の合計						

※ 1つの評価項目に該当評価内容が複数ある場合、当該評価項目の評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち、最も高い評価点とする。

調査日 年 月 日 ( )

調査員 職氏名 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

和水町長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

老朽危険空家等除却促進事業事前調査申込書

和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり事前調査を申し込みます。

また、町職員が当該老朽危険空家等及びその敷地に立ち入ることを承諾します。

記

老朽危険空家等の所在地	和水町
老朽危険空家等の所有者	
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
老朽危険空家等の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
老朽危険空家等の面積・階数	延べ床面積 m <sup>2</sup> ・ 階建て
住居として使用しなくなった時期	年 月頃
書類(書類を確認の上、確認欄に☑を記入してください。必要がない場合は、☐を記入してください。)	確認欄
(1) 老朽危険空家等の位置図(付近見取図)	
(2) 老朽危険空家等の現況写真	
(3) 町税等納付状況確認同意書(様式第2号)	
(4) 老朽危険空家等及び老朽危険空家等の敷地の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書)	
(5) 除却工事同意書兼委任状(様式第3号。以下「同意書」という。老朽危険空家等の所有者等及び老朽空家等が所在する敷地の所有者等が複数の場合に限る。)	
(6) 紛争が生じた場合の誓約書(様式第4号。老朽危険空家等の所有者等又は老朽空家等が所在する敷地の所有者等の同意書が提出できない場合に限る。)	
(7) 戸籍謄本等の写し(当該申込者が老朽危険空家等の所有者の相続人又は老朽危険空家等が所在する敷地の所有者の相続人である場合に限る。)	
(8) その他町長が必要と認める書類	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

町税等納付状況確認同意書

私は、和水町老朽危険空家等除却促進事業に関し、世帯構成員の本町の税等の納付状況及び地方税法第317条の2第1項又は第2項の規定による申告書の提出について、和水町が関係公簿等を調査することに同意します。

（個人情報に関する事項）

※この同意書に記載する個人情報は、本事業の審査のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

※以下、担当課使用欄

調査依頼書

各担当課長 様

住民環境課長

1 税目等欄及び滞納区分欄について、○を記入してください。

関係課	税目等	滞納区分	課長印	係印
税務課	住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療費保険料	有・無		
福祉課	介護保険料	有・無		
保健子ども課	保育料	有・無		
建設課	簡易水道使用料、下水道使用料、浄化槽使用料、町営住宅使用料	有・無		
まちづくり課	水道維持管理費、水道使用料	有・無		

2 地方税法第317条の2第1項又は第2項の規定による申告書の提出

申告 ・ 未申告（該当者 ）



様式第3号（第8条関係）

年 月 日

和水町長 様

除却工事同意書兼委任状

私が所有、共有又は相続等する下記の老朽危険空家等を（申請者）\_\_\_\_\_が  
費用を負担し、除却工事を行うことに同意します。

また、下記の申請者を受任者と定め、和水町老朽危険空家等除却促進事業に係る申請その  
他一切の手続を委任します。

なお、町職員が当該老朽危険空家等及びその敷地に立ち入ることを承諾します。

記

- 1 老朽危険空家等の所在地 和水町
- 2 申請者 住所  
(受任者) 氏名
- 3 老朽危険空家等の所有者、共有者、相続人、賃借人、抵当権者又は土地所有者等

住所  
氏名 ㊟

住所  
氏名 ㊟

住所  
氏名 ㊟

- (1) 全ての権利者の連名ではなく、個別に作成し提出することもできます。
- (2) 必ず権利者の方が押印した印鑑登録証明書を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

紛争等が生じた場合の誓約書

老朽危険空家等の権利を有する全ての者から同意を得ることが困難であるため、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、本書を提出します。

補助対象工事の実施に当たり、他の権利者等との間において紛争等が生じた場合には、自己責任において全てを解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1 老朽危険空家等の所在地 和水町

2 同意を得ることが困難な者の氏名及び関係（続柄）等

氏名	住所	関係(続柄)	権利等

3 同意を得ることが困難な理由

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

和水町長



老朽危険空家等除却促進事業事前調査判定通知書

年 月 日付けで申込みのあった老朽危険空家等除却促進事業事前調査については、調査の結果、下記のとおり判定したので和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

老朽危険空家等の所在地	
老朽危険空家等の構造	造
老朽危険空家等の面積・階数	延べ床面積 m <sup>2</sup> ・ 階建て
調査実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分
調査結果	<input type="checkbox"/> 老朽危険空家等に該当する <input type="checkbox"/> 老朽危険空家等に該当しない
補助金交付申請	<input type="checkbox"/> 手続可能 <input type="checkbox"/> 手続不可
手続不可の理由	

（注1）空家等を除却した土地は、固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する可能性があります。

（注2）補助金交付申請の手続が可能な場合は、\_\_\_\_\_年 月 日までに和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定による補助金交付申請を行ってください。補助金交付申請をしない場合、この通知書は無効とします。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書

年 月 日付けで判定通知のあった老朽危険空家等について、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付申請をします。

記

老朽危険空家等の所在地	和水町			
老朽危険空家等の所有者				
老朽危険空家等の構造	造			
老朽危険空家等の面積・階数	延べ床面積	m <sup>2</sup> ・	階建て	
工事施工者	住所			
	会社名			
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日			
除却工事に要する金額 (A)	円			
書類(書類を確認の上、確認欄に☑を記入してください。必要がない場合は、☐を記入してください。)				確認欄
(1) 判定通知書の写し				
(2) 老朽危険空家等の除却工事の見積書の写し				
(3) 第5条各号のいずれかの要件に該当する者であることを証する書類の写し				
(4) 除却後の跡地の管理に関する誓約書(様式第7号)				
(5) その他町長が必要と認める書類				
国土交通大臣が定める上限額 (B)	延べ床面積	m <sup>2</sup> ×	円/m <sup>2</sup> =	円
補助対象経費 (C) : (A) と (B) の少ない方の額 × 0.8				円
補助金の額 (D) : (C) × 1/2 (1,000円未満切捨て)				円
補助金の限度額 (E)				500,000円
補助金交付申請額 : (D) と (E) の少ない方の額				円

※太枠の中を記入してください。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

除却後の跡地の管理に関する誓約書

私は、除却後の跡地（所在地：和水町\_\_\_\_\_）について、雑草の繁茂、  
廃棄物の投棄等が生じないよう適正な管理を行うことを下記のとおり誓約します。

記

- 1 区長又は近隣等から苦情がないように管理します。
- 2 1の苦情があった場合は、直ちに現地を確認し、しかるべき対応を行います。

様式第8号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

和水町長



老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和水町老朽危険空家等除却促進事業について、下記のとおり決定したので、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の可否 交付 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件（不交付の際は削除）
  - (1) この補助金は、補助対象工事に要する経費以外に使用することができない。
  - (2) 補助対象工事に着手しようとするときは、工事着手届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
  - (3) 補助対象工事の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに老朽危険空家等除却促進事業工事変更等承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。
  - (4) 補助対象工事が完了したときは、完了の日から1月を経過する日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて老朽危険空家等除却促進事業実績報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。
  - (5) 町長が当該事業又は当該事業の収支状況等を調査するため、帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。
  - (6) 次のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
    - ア 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
    - イ この要綱の規定に違反したとき。
    - ウ その他町長が補助金の交付が不相当であると認めたとき。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

老朽危険空家等除却促進事業工事着手届

年 月 日付け第 号で補助金交付決定（変更承認）の通知のあった補助対象工事について、下記のとおり着手したので、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

老朽危険空家等の所在地	和水町	
除却工事着手日	年 月 日	
除却工事完了予定日	年 月 日	
工事施工者	住所	
	会社名	
	現場責任者	
	電話番号	
備 考		
書類（書類を確認の上、確認欄に☑を記入してください。必要がない場合は、☐を記入してください。）		確認欄
(1) 補助対象工事に係る請負契約書の写し		
(2) 工程表		
(3) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第4条の2第1項に規定する工事に該当する場合は、石綿事前調査の結果等の写し		
(4) その他町長が必要と認める書類		

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

老朽危険空家等除却促進事業工事変更等承認申請書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金について、工事内容を変更（中止・廃止）したいので、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更

変更の理由

変更の内容

2 中止又は廃止

中止又は廃止の理由

中止又は廃止の内容



様式第11号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

和水町長



老朽危険空家等除却促進事業工事変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金については、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認する（承認しない）こととしたので、同項の規定により通知します。

記

1 承認する

変更前の交付番号 第 号  
( 年 月 日付け)

変更（中止・廃止）の内訳

2 承認しない

承認しない理由

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

老朽危険空家等除却促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定（変更承認）の通知のあった和水町老朽危険空家等除却促進事業が完了したので、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

老朽危険空家等の所在地	和水町		
老朽危険空家等の構造	造		
老朽危険空家等の面積・階数	延べ床面積	m <sup>2</sup>	階建て
工事施工者	会社名		
工事完了年月日	年	月	日
除却工事に要した金額	円		
補助金交付決定額	円		
書類(書類を確認の上、確認欄に☑を記入してください。必要がない場合は、☐を記入してください。)	確認欄		
(1) 補助対象工事の請求内訳書（工事実績内訳書）の写し			
(2) 補助対象工事を証する領収書の写し			
(3) 除却工事後の写真（工事写真）			
(4) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し			
(5) その他町長が必要と認める書類			

様式第13号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

和水町長



老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった和水町老朽危険空家等除却促進事業の補助金交付について、下記のとおり補助金の額を確定したので、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊤

老朽危険空家等除却促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付確定のあった和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金について、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

補助金振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名

様式第15号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

和水町長



老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金については、和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により下記のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定（交付確定）額 金 円
- 2 補助金交付決定（交付確定）取消額 金 円
- 3 取消しの理由

別表(第3条関係)

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第14条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第16条関係)